

平成23年度秋田県高等学校体育連盟主催大会 写真事業者の選手等撮影許可要項

秋田県高等学校体育連盟

1 目的

平成23年度秋田県高等学校体育連盟主催大会における本連盟の肖像権を保護するとともに、大会の円滑な運営を図るため、本連盟が審査し許可した写真事業者に限り、競技会場内での撮影を許可する。

2 対象

写真販売を行う事業者

※卒業アルバムや保護者は除く

3 写真撮影事業の手順

- (1) 写真販売を行う事業者については、対象の専門部から配布された申請用紙に必要事項を記入し、添付書類（名刺も可）とともに、対象の専門部委員長へ申請書を提出する。
- (2) 申請を受けた専門部委員長は、専門部で審査し、撮影の可否について回答する。撮影を認める場合は、撮影許可用のビブス（緑色）を渡す。
- (3) 許可をもらった事業者は、配布されたビブスを着用し、事業に従事する。ビブスは事業の終了後、すみやかに専門部へ返却する。

4 申請書類

- (1) 申請書・・・秋田県高等学校体育連盟専門部から受け取る。
- (2) 添付書類・・・

ア 会社概要	イ 個人情報保護方針
ウ 撮影計画（方法・人員等）	エ 販売方法

 - ・当日申請の事業者については、名刺を渡し、後日添付書類を専門部委員長へ送付する。
 - ・通年撮影が許可されている事業者については、この限りではない。

5 写真事業者の義務

- (1) 撮影にあたっては、大会運営等に支障をきたさないこと。
- (2) 競技役員から大会運営等に支障が生じ、退場または、撮影場所を変えるよう指示が出された場合はすみやかにその指示にしたがうこと。
- (3) 撮影に際し、報道関係者（黄色のビブス着用）の撮影を妨げないこと。
- (4) 肖像権について留意すること。また、対応は誠意をもって行うこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。